

令和3年2月8日

関係各位

一般社団法人埼玉県バスケットボール協会
会長 田島 敏包 (公印省略)

新型インフルエンザ等対策措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う埼玉県バスケットボール協会の対応について (要請)

平素より、当協会の活動に格別のご指導ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、2021年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、埼玉県は2月4日に「埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等」を発表しました。これらを受け、当協会としての対応を下記のとおり作成しました。皆様方におかれましては、当協会の対応をご理解頂き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象事業及び対象者

当協会主催事業、当協会登録チーム及び登録競技者、登録審判員、登録指導者

2 期間

令和3年2月8日から緊急事態宣言解除まで

3 中止及び延期された事業 (2021年2月8日現在)

(1) 当協会主催事業で中止となった事業

- ① 埼玉県 U11 新人バスケットボールリーグ支部大会
- ② 埼玉県社会人バスケットボールオープンリーグ
- ③ 埼玉県社会人バスケットボール 0-40・0-50 リーグ
- ④ 埼玉県社会人バスケットボールレディースリーグ
- ⑤ 2月開催予定のDC (U12・U13・U14・U16) 事業
- ⑥ 高等学校四支部大会

※社会人連盟の全ての事業は3月末まで中止となります

(2) 当協会主催事業で延期となった事業

- ① 埼玉県 U14 バスケットボールリーグ

3/27～5/31 (緊急事態宣言が3/7より更に延長された場合は変更あり)

- (3) 埼玉県高等学校体育連盟主催新人大会
中止または延期で検討中
- (4) 関東バスケットボール協会関連事業で中止となった事業
 - ① 関東高等学校バスケットボール新人大会
 - ② 全日本社会人バスケットボール選手権大会関東ブロック予選
 - ③ 関東ブロック U18 バスケットボール選抜練習会
 - ④ U13 関東近県交流会
 - ⑤ U14 関東近県交流会

4 要請内容

- (1) 事業について
3月7日まで当協会主催事業は予定されていません
- (2) チーム活動
条件付きで活動が認められる場合であっても、埼玉県が発表した「埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等」を遵守し、次の内容を踏まえた上で、感染防止対策に万全を期して頂きますようお願いいたします。
 - ① 全カテゴリー共通
 - ・練習及び練習試合等は自粛する
 - ・大会等への参加が認められている場合は、主催団体の指示に従うこと
 - ・活動場所の自治体及び施設の方針を遵守
 - ・必要とされる活動については、感染防止対策を更に徹底して実施
 - ・未成年者については保護者の同意を得ること
 - ② 中学生・高校生の部活動
 - ・埼玉県教育委員会並びに市町村教育委員会の指針及び学校長の指示を遵守
 - ③ U12・U15 クラブ
 - ・競技者が所属する学校長の指示を遵守
 - ・保護者の同意を得ること
- (3) 会議
 - ① 感染防止対策を更に徹底して実施
 - ② 参加人数は収容率50%を上限とする
 - ③ 夜間の会議は午後8時までとする
 - ④ Web 会議方式の採用

以上

連絡先 一般社団法人埼玉県バスケットボール協会

〒362-0031 上尾市東町 3-1679 スポーツ総合センター内

TEL & FAX 048-871-5169 E-mail sbasai@xg7.so-net.ne.jp

《参考》

埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等（2月4日発表）

（埼玉県ホームページからの抜粋）

緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

緊急事態措置等の実施期間

令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

緊急事態措置等の内容

外出自粛の要請（法第45条第1項）

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛、
特に午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

施設の使用停止等の要請（法第24条第9項）

飲食店の営業時間短縮要請等

催物（イベント等）の開催制限の要請（法第24条第9項）

収容人数10,000人を超える施設でのイベント 参加人数は、5,000人を上限
収容人数10,000人以下の施設でのイベント 参加人数は、収容率50%を上限
※午後8時までに短縮

その他の事業者の皆様への要請（法第24条9項）

- ・テレワークの徹底
- ・在宅勤務、時差出勤の徹底
- ・事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制
- ・職場、寮における感染防止対策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯

県立学校における感染防止対策等の要請（法第24条7項）

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。

緊急事態措置等とあわせた対応

県主催イベント等の取扱い

県主催イベント、行事については、原則、中止または延期
やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる

屋内県有施設の休館

原則として休館とする

既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする

この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請

事業者等への働きかけ

営業時の短縮及び人数上限等

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後 8 時まで、酒類の提供を午前 11 時から午後 7 時までとするとともに、人数上限 5,000 人、かつ収容率要件 50% 以下としていただくようお願いする。

営業時間の短縮

遊興施設、物品販売営業を営む店舗、サービス業を営む店舗には、できる限り営業時間を午後 8 時まで、酒類の提供を午前 11 時から午後 7 時までとしていただくようお願いする。

学校の感染症対策

学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導する。

医療に関する対応

医療機関、入所系高齢者施設への集中検査の実施

面会制限等

転院促進支援等

自宅療養者支援

高齢者施設等への感染制御や業務継続支援